

公安委員会定例会議(第24回)の開催状況

第1 日 時 令和6年9月25日(水)
午後2時07分 ～ 午後4時25分

第2 出席者 五葉委員長、小野委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長
総務課長

第3 議事の概要

1 五葉委員長説示

本日は、任意同行と逮捕の限界について、昭和54年7月26日付け、富山地方裁判所の決定をご紹介します。

同年7月23日午前7時15分頃、被疑者Xは、出勤のため乗用車で自宅を出たところを警察官から呼び止められ、「事情を聴きたいことがある」と同行を求められました。Xが乗用車で追走する気配をみせると、警察官から「警察官の車に同乗すること」を求められ、「Xの車は警察官が運転する」との説明を受けたことから、Xは言われたとおり警察車両に同乗し、同日午前7時40分頃、警察署に到着しました。

到着後、直ちにXの取調べが開始され、当該取調べは、昼食時と夕食時における各1時間の休憩を含む数回の休憩を挟み、翌24日午前0時過ぎまで断続的に続けられました。その間、取調室には取調官のほか、立会人1人が配置され、Xは常時監視の下、用便以外で取調室から出ることはなく、用便時にも立会人が同行しました。一方、富山県警察は、23日午後10時40分頃、富山地方裁判所裁判官に逮捕状を請求し、その発付を受け、翌24日午前0時20分頃、逮捕状を執行し通常逮捕しました。その後、同県警察は、本事件を富山地方検察庁に送致し、同検察庁が富山地方裁判所裁判官に勾留を請求しましたが、却下されて勾留は認められませんでした。

本件は、午前7時40分に警察署に任意同行を求められて以降、翌日の午前0時過ぎまで任意の取調べがなされており、その任意性が大きな問題となりました。富山地方裁判所は、「事実上の監視付きで、長時間の深夜に及ぶ取調べは、仮にXから帰宅ないし退室について明示の申出がなかったとしても、原則として任意の取調べとはいえない。したがって、本件においては、少なくとも夕食時である午後7時以降の取調べは実質的には逮捕状によらない違法な逮捕で、重大な瑕疵がある。このような瑕疵が容認されると、捜査側が逮捕状なくして終日被疑者を事実上拘束状態におき、罪証隠滅工作を防止しつつ、いわばフリーハンドで捜査を続行することが可能となり、令状主義の基本を害する結果となる」として、勾留請求を却下しました。ただし、「原則として」という言葉がついており、強盗致傷などの重大犯罪の場合は、任意性の判断が変わってくる可能性があります。

いずれにしても、本件は、逮捕に重大な瑕疵がある場合、勾留は認められないとした有名な判決ですので、執務の参考としてください。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和6年第23回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 公安委員会宛て苦情の受理

総務室から、公安委員会宛て苦情の受理について伺いがあり了承した。

(3) 公安委員会宛て苦情申出書に対する回答

総務室から、公安委員会宛て苦情申出書に対する回答について伺いがあり了承した。

(4) 自転車防犯登録業務の実施要領の変更

生活安全部から、自転車防犯登録業務の実施要領の変更について伺いがあり了承した。

(5) 社交飲食店に係る処分量定

生活安全部から、社交飲食店に係る処分量定について伺いがあり了承した。

(6) 飲食店に係る処分量定

生活安全部から、飲食店に係る処分量定について伺いがあり了承した。

(7) 交通規制の実施

交通部から、交通規制の実施について伺いがあり了承した。

(8) 指定自動車教習所に関する報告

交通部から、指定自動車教習所に関する報告について伺いがあり了承した。

(9) 警察署における免許事務申請受付終了時間の斉一化（短縮）

交通部から、警察署における免許事務申請受付終了時間の斉一化（短縮）について伺いがあり了承した。

(10) 警察職員等の援助要求

警備部から、警察職員等の援助要求3件について伺いがあり了承した。

(11) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果、20件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 令和6年度警察官（高校卒程度）等採用試験の申込状況

警務部長から、令和6年度警察官（高校卒程度）等採用試験の申込状況について報告があった。

委員から、「採用予定者数は増えているが、希望者は減少傾向にある。民間企業においても、大企業が好条件で採用を増やしており、中小企業の採用情勢は厳しい。待遇面で勝負するのはなかなか難しいことから、良好な職場環境の構築や凛々しい警察職員の姿を見せるなどして県警察の魅力を高めるよう努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「倍率をみると民間企業に比べれば健闘しているといえるが、この状況を維持していくことは難しい。今後も他官庁や大企業の採用条件が良くなれば、県警察の採用情勢は更に厳しくなることが予想さ

れるが、負けることがないように引き続き採用活動を頑張っていたきたい」との発言があった。

(2) 女性被留置者に対する適正処遇～カップ付き女性用肌着の導入～

警務部長から、女性被留置者に対する適正処遇について報告があった。

委員から、「女性被留置者の人権に配慮した良い取組だと思う」との発言があった。

委員から、「必要な取組だと思う。自殺等の留置事故防止の観点と女性の羞恥心とのバランスに配慮し、適切な処遇に努めていただきたい」との発言があった。

(3) 職業安定法違反事件被疑者の逮捕～特殊詐欺の実行犯を募集した者を検挙～

刑事部長から、職業安定法違反事件被疑者の逮捕について報告があった。

委員から、「いわゆる闇バイトで特殊詐欺の実行役を募集し、足がつきにくい海外拠点に実行犯を送り込んで架け子をさせるという構図がよく分かった。事件化によってこうした拠点が減少していくことを期待している」との発言があった。

委員から、「職業安定法違反を適用した事件化には驚いた。一見想像がつきにくい罪名だが、今後も他県の検挙事例等を参考にあらゆる法令を適用して事件を組み立てるなど取締りを強化していただきたい」との発言があった。

(4) 代替施設への災害警備本部設置訓練の実施

警備部長から、代替施設への災害警備本部設置訓練の実施について報告があった。

委員から、「想定外の災害が繰り返し発生している時代において、素晴らしい訓練だと思う。引き続き訓練に取り組むとともに、訓練によって練度の向上を図り、県民の期待に応えていただきたい」との発言があった。

委員から、「訓練を通じて得た気づきや課題を整理し、問題点は早期に改善するなど災害対策の一層の強化に努めていただきたい」との発言があった。

(5) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関する報告があった。

(6) 中国四国管区内逮捕術大会結果

警務部から、中国四国管区内逮捕術大会結果について報告があった。

4 その他

五葉委員の愛媛県公安委員会委員長としての任期が本年10月23日で満了となることから、次期委員長について委員による互選を行い、結果については適切な時期に公表することとした。

以 上